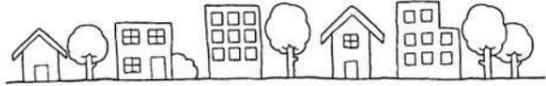


## 家賃助成

### まちなか住宅家賃助成事業

「まちなか」において、民間賃貸住宅へ転入又は転居してきた方に補助します。  
 《補助金額》 上限 1万円/月（最大3年間）  
 《主な補助要件》  
 ・「まちなか」の民間賃貸住宅に住所があること  
 ・転居前の住所が、「まちなか」以外であること  
 ・同居する世帯の合計所得月額が4万5千円以下であること 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112



### ひとり親家庭等家賃助成事業

「公共交通沿線居住推進補助対象地区」において、民間賃貸住宅へ転入又は転居してきたひとり親等に補助します。  
 《補助金額》 上限 1万円/月（最大3年間）  
 《主な補助要件》  
 ・ひとり親等の認定を受けていること  
 ・「公共交通沿線居住推進補助対象地区」の民間賃貸住宅に住所があること  
 ・転居前の住所が、「まちなか」又は「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外であること  
 ・転居後にひとり親等になった場合は、賃貸借契約日がひとり親等になった日から6か月以内であること  
 ・同居する世帯の合計所得月額が4万5千円以下であること 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

## 共同住宅の新築（事業者向け）

### まちなか共同住宅建設促進事業

「まちなか」において、一定水準以上の共同住宅を建設する方に補助します。  
 《補助金額》 上限 2,500万円  
 （一般型50万円/戸、単身型25万円/戸）  
 《主な補助要件》  
 ・敷地面積200㎡以上  
 ・住戸数は2戸以上かつ単身者型の住戸数は全戸数の3分の1以下  
 ・住戸専用面積は一般型55㎡以上、単身型40㎡以上  
 ・敷地面積の5%以上、うち接道部2%以上の敷地内緑化  
 ・建築基準法第53条の規定よりも10%厳しい建蔽率とする（空地の確保）  
 ・敷地面積の10%以上の公開空地を設置 ※500㎡以上の敷地のみ  
 ・建築物の高さ（まちなか居住環境指針に適合すること）  
 ・主要構造部（耐火構造又は準耐火構造）  
 ・台所、収納設備、水洗便所、洗面設備、浴室及び居室を備えた住宅  
 ・劣化対策、維持管理対策、温熱環境・エネルギー消費量性能、高齢者への配慮などの項目について、日本住宅性能表示基準（国土交通省）に適合した住宅  
 ・エレベーターの設置（地上階数4以上の住宅のみ） 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

### 公共交通沿線共同住宅建設促進事業

「公共交通沿線居住推進補助対象地区」において、一定水準以上の共同住宅を建設する方に補助します。  
 《補助金額》 上限 1,750万円  
 （一般型35万円/戸、単身型17万5千円/戸）  
 《主な補助要件》  
 ・敷地面積300㎡以上  
 ・住戸数は4戸以上かつ単身者型の住戸数は全戸数の3分の1以下  
 ・住戸専用面積は一般型55㎡以上、単身型40㎡以上  
 ・敷地面積の10%以上、うち接道部5%以上の敷地内緑化  
 ・建築基準法第53条の規定よりも10%厳しい建蔽率とする（空地の確保）  
 ・建築物の高さ（公共交通沿線居住環境指針に適合すること）  
 ・主要構造部（耐火構造又は準耐火構造）  
 ・台所、収納設備、水洗便所、洗面設備、浴室及び居室を備えた住宅  
 ・劣化対策、維持管理対策、温熱環境・エネルギー消費量性能、高齢者への配慮などの項目について、日本住宅性能表示基準（国土交通省）に適合した住宅  
 ・エレベーターの設置（地上階数4以上の住宅のみ） 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

## 地域優良賃貸住宅の建設と家賃減額（事業者向け）

### 地域優良賃貸住宅整備費補助事業

「まちなか」又は「公共交通沿線居住推進補助対象地区」で、高齢者型の地域優良賃貸住宅を整備される方に補助します。  
 《補助金額》 120万円/戸（まちなか）  
 70万円/戸（公共交通沿線居住推進補助対象地区）  
 《主な補助要件》  
 ・富山市地域優良賃貸住宅制度要綱による供給計画事業認定を受けていること  
 ・富山市地域優良賃貸住宅整備基準に定める基準に適合すること  
 ・サービスクラス付き高齢者向け住宅であること  
 ・戸数は5戸以上35戸以内とし、住戸専用面積は40㎡以上とすること  
 ・食事提供サービスの提供及び食堂の設置 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

### 地域優良賃貸住宅家賃減額補助事業

「まちなか」又は「公共交通沿線居住推進補助対象地区」の、一般型または高齢者型の地域優良賃貸住宅について、入居者の家賃を補助します。  
 《補助金額》 入居者の所得によって変わります  
 （家賃から入居者負担額を減じた額）  
 《主な補助要件》  
 ・富山市地域優良賃貸住宅制度要綱による供給計画事業認定を受けていること  
 ・事業者に対して補助（入居者への直接補助ではありません）  
 ・入居者負担額は前年の所得に応じて算出  
 ・空室は補助対象外 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

各事業の詳しい内容は各課へ直接お問い合わせください

住宅の新築・購入やリフォームをご検討されている皆さまへ

# 住宅補助のご案内

富山市では  
住宅に関連する様々な事業を用意しています

中古住宅	新築住宅	二地域居住
家賃助成	リフォーム	ふるさと回帰
とやまの木	ZEH	省エネルギー
太陽光・蓄電池	耐震改修	ねたきり防止
居宅介護	日常生活用具	地優賃
障害者住宅改善	ディスプレイ	共同住宅建設



## 住宅の新築・購入

まちなか住宅取得支援事業
「まちなか」で一定水準以上の住宅を新築又は購入し居住される方に補助します。 《補助金額》 上限 5 0 万円（金融機関等からの借入額の 3 %） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・住戸専用面積 7 5 m<sup>2</sup>以上 ※戸建てのみ</li><li>・敷地面積の 5 %以上、うち接道部 2 %以上の敷地内緑化 ※戸建てのみ</li><li>・新耐震基準に適合した建物（昭和 5 6 年 6 月 1 日以降の着工等） 等</li></ul>
<b>居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112</b>

マルチハビテーション推進事業
「まちなか」で多地域居住のために住宅を新築又は購入される、県外在住の方に補助します。 《補助金額》 上限 2 5 万円 （市内に 6 5 歳以上の高齢者親族が在住している場合は 1 0 万円上乗せ） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・富山県外に住所がある個人で、かつ所得税非課税世帯者でないこと</li><li>・当該補助金を受けた物件を転売・賃貸しないこと（最低 3 年間） 等</li></ul>
<b>居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112</b>

## 設備導入

まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業
「まちなか」において、共同住宅や戸建て住宅を建築する際に合わせてディスポーザー排水処理システムを設置される方に補助します。 《補助金額》 上限 2 5 0 万円（5 万円/戸） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・富山市まちなか居住推進事業計画の認定を受けている共同住宅や戸建て住宅</li><li>・生物処理タイプのみ（砕いた生ごみを処理槽で微生物分解してから排水だけを下水道に流すもの）</li><li>・大臣認定又は日本下水道協会が定めた基準に適合するもの 等</li></ul>
<b>居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112</b>

生ごみ処理ディスポーザー排水処理システム設置補助事業
家庭からでる生ごみを自宅で処理し、ごみの減量のために生ごみ処理ディスポーザー排水処理システムを設置される方に補助します。 《補助金額》 上限 1 0 0 万円（2 万円/戸） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・生物処理タイプのみ</li><li>・まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金を受けた場合は対象外 等</li></ul>
<b>廃棄物対策課 減量推進係 TEL:076-443-2281</b>

Z E H 導入補助事業
Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を取得する方に補助します。 《補助金額》 上限 2 0 万円/戸（子育て世帯等の場合は 3 万円上乗せ） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象住宅（Z E H を新築、購入又は改修した戸建住宅）に居住すること</li><li>・Z E H を対象とした、市が指定する国の補助金の確定通知を受けていること</li><li>・市が行う「チームとやまし」に登録すること 等</li></ul>
<b>環境政策課 ゼロカーボン推進係 TEL:076-443-2053</b>

<b>富山市ホームページでも各事業をご案内しています</b>	
「サイト内検索」で各補助事業を検索！	

公共交通沿線住宅取得支援事業
「公共交通沿線居住推進補助対象地区」で一定水準以上の住宅を新築又は購入し居住される方に補助します。 《補助金額》 上限 3 0 万円※（金融機関等からの借入額の 3 %） ※上乗せあり（下記①②：各 1 0 万円） <ul style="list-style-type: none"><li>①まちなか又は公共交通沿線居住推進地区以外からの転入・転居</li><li>②住戸専用面積 1 2 5 m<sup>2</sup>以上の住宅で、6 0 歳以上の高齢者と同居かつ 4 人以上の家族で居住</li></ul> 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・敷地面積 2 0 0 m<sup>2</sup>以上かつ住戸専用面積 1 0 0 m<sup>2</sup>以上 ※戸建てのみ</li><li>・敷地面積の 1 0 %以上、うち接道部 5 %以上の敷地内緑化 ※戸建てのみ</li><li>・新耐震基準に適合した建物（昭和 5 6 年 6 月 1 日以降の着工等） 等</li></ul>
<b>居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112</b>



合併処理浄化槽設置補助事業
公共下水道の事業計画区域、農業集落排水事業、地域し尿処理施設、又は生活排水処理施設の整備事業予定地を除く対象地域内において、住居などに合併処理浄化槽を設置しようとする方に補助します。 《補助金額》 3 9 万円～ 2 1 2 万 9 千円（5 人槽～ 5 0 人槽） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・し尿と雑排水を併せて処理する 5 0 人以下のもの</li><li>・浄化槽の構造基準に適合し、B O D 除去率が 9 0 %以上で、放流水の水質が B O D 2 0 m g / L（日間平均値）以下となる機能を有するもの</li><li>・保健所に設置の届出をして審査を受けているか、建築確認等を済ませていること</li><li>・環境省の国庫補助指針等に適合すること</li><li>・販売の目的で住宅等を建築する方もしくは家屋を新築または増築する方のうち、汚水処理未普及解消につながらない設置は対象外 等</li></ul>
<b>環境保全課 環境保全係 TEL:076-443-2086</b>

省エネルギー機器等導入補助事業
省エネルギー機器を導入した個人（ベレットストーブのみ法人又は個人事業者も可）に補助します。 《補助金額》 各 5 万円（子育て世帯等の場合は 3 万円上乗せ） 《対象機器》 定置型蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム）、ベレットストーブ 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・新たに補助対象機器を設置した住宅等に居住</li><li>・市が行う「チームとやまし」に登録すること 等</li></ul>
<b>環境政策課 ゼロカーボン推進係 TEL:076-443-2053</b>

太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金
太陽光発電設備及び蓄電池を同時設置（自己所有）した方又は P P A（第三者所有モデル）により太陽光発電設備を導入した方に補助します。 《補助金額》 上限 7 5 万円（設備・導入方法により異なります） ※子育て世帯等の場合上乗せあり 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・市内に自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置すること</li><li>・F I T 制度又は F I P 制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の認定を取得しないこと 等</li></ul>
<b>環境政策課 ゼロカーボン推進係 TEL:076-443-2053</b>

## 改修

まちなかリフォーム補助事業
「まちなか」において、中古住宅の取得又は世帯員増加のために自宅をリフォームする場合に補助します。 《補助金額》 上限 3 0 万円（工事費の 1 0 %） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・世帯の合計所得月額 4 4 万 5 千円以下（世帯員が増加する場合は、増加前の世帯の合計所得で算定）</li><li>・リフォームに対する工事費 1 0 0 万円以上</li><li>・住戸専用面積 7 5 m<sup>2</sup>以上 ※戸建てのみ</li><li>・新耐震基準に適合した建物（昭和 5 6 年 6 月 1 日以降の着工等） 等</li></ul>
<b>居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112</b>

木造住宅耐震改修等支援事業
一戸建ての木造住宅の耐震改修工事をされる方に補助します。 《補助金額》 上限 1 0 0 万円※（工事費の 4 / 5） ※まちなかや公共交通沿線居住推進補助対象地区内において全体改修を行う場合は上限 1 3 0 万円 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・2 階建て以下の一戸建て木造住宅</li><li>・建物の過半が昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工した住宅</li><li>・在来軸組工法による住宅</li><li>・全体改修、部分耐震改修、段階耐震改修のいずれか</li><li>・部分耐震改修、段階耐震改修では改修後に申請者の居住が必須 等</li></ul>
<b>居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112</b>

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給制度
生活環境を整えるため、既存住宅を改修される要介護（要支援）者に補助します。 《補助金額》 上限 2 0 万円（工事費の 7 割～ 9 割） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・要介護（要支援）認定を受けている方</li><li>・手すり取付けや段差の解消などの工事</li><li>・新築や増築は対象外 等</li></ul>
<b>介護保険課 給付係 TEL:076-443-2193</b>

日常生活用具給付等事業
障害者等の居宅生活動作等を円滑にするため、既存住宅を改修される方に補助します。 《補助金額》 上限 2 0 万円 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・下肢、体幹又は移動機能障害の身体障害者手帳 1 ～ 3 級の所有者</li><li>・下肢又は体幹機能に障害がある難病患者（医師意見書が必要） 等</li></ul>
<b>障害福祉課 障害福祉係 TEL:076-443-2056</b>

在宅重度身体障害者住宅改善費助成事業
既存住宅を障害に合わせて生活しやすいよう改善する場合に補助します。 《補助金額》 上限 7 5 万円 （工事費の 5 0 万円までは全額、5 0 万円を超える部分は工事費の 2 / 3 まで） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・視覚障害又は肢体不自由の身体障害者手帳 1 ・ 2 級所有者</li><li>・所得税非課税世帯</li><li>・居室、浴室、便所、玄関などの改善</li><li>・新築や増築は対象外 等</li></ul>
<b>障害福祉課 障害福祉係 TEL:076-443-2056</b>

公共交通沿線リフォーム補助事業
「公共交通沿線居住推進補助対象地区」において、中古住宅の取得又は世帯員増加のために自宅をリフォームする場合に補助します。 《補助金額》 上限 3 0 万円（工事費の 1 0 %） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・世帯の合計所得月額 4 4 万 5 千円以下（世帯員が増加する場合は、増加前の世帯の合計所得で算定）</li><li>・リフォームに対する工事費 1 0 0 万円以上</li><li>・住戸専用面積 1 0 0 m<sup>2</sup>以上 ※戸建てのみ</li><li>・敷地面積 2 0 0 m<sup>2</sup>以上 ※戸建てのみ</li><li>・新耐震基準に適合した建物（昭和 5 6 年 6 月 1 日以降の着工等） 等</li></ul>
<b>居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112</b>

ふるさと回帰リフォーム等補助事業
「まちなか」又は「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外において、独立し生活していた子世帯が親世帯と同居するため、親世帯の住宅にリフォーム等を行う場合に補助します。 《補助金額》 上限 3 0 0 万円（工事費の 1 / 2） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・親世帯と子世帯が 1 0 年以上別居していること</li><li>・親世帯の暮らす町内に、かつて子世帯が居住していたこと</li><li>・工事請負契約の 1 年前から補助金実績報告までの間に同居すること</li><li>・5 年以上同居を継続すること</li><li>・親世帯の暮らす町内等に、転居してくることを報告すること</li><li>・同居する者に住宅の所有権があること</li><li>・建築基準法等に適合していること</li><li>・新耐震基準に適合した建物（昭和 5 6 年 6 月 1 日以降の着工等）</li><li>・住宅の増築、修繕、建替え等（敷地分割による新築も可）</li><li>・建設業の許可を受けている富山市内の業者による工事であること 等</li></ul>
<b>居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112</b>

ねたきり防止等住宅整備費補助金交付事業
手すりの設置や段差の解消などにより、既存の住宅を高齢者向けに改善する方に補助します。 《補助金額》 上限 5 0 万円（工事費の 2 / 3） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者（6 5 歳以上）が居住すること</li><li>・手すり取付けや段差の解消などの工事であること</li><li>・市町村民税非課税世帯 等</li></ul>
<b>長寿福祉課 長寿福祉係 TEL:076-443-2062</b>

## 富山市内産の木材活用

とやまの木が見える家づくり推進事業
新築・増築又はリフォームされる木造住宅等の目に見える箇所に、市内産材を一定量使用される方に補助します。 《補助金額》 上限 2 0 万円/棟（使用面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 3 千円） 《主な補助要件》 <ul style="list-style-type: none"><li>・市内で自ら居住するために、新築、増築又はリフォームされる木造住宅（店舗併用住宅を含む）で、使用される木材量のうち 2 0 %以上が市内産材であること</li><li>・上記住宅で床、内・外壁、天井など住宅の目に見える箇所に、2 0 m<sup>2</sup>以上市内産材が使用されていること（柱の面積は使用面積に含まない）</li><li>・店舗併用住宅の場合、補助対象面積の 5 0 %以上が住宅部分であること 等</li></ul>
<b>森林政策課 森林整備係 TEL:076-443-2019</b>